

# 令和5年度横須賀市立逸見小学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめ防止等に向けた基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めることとする。

## 2. いじめ防止等に取り組むための校内組織

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の構成員により「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

### 【学校いじめ防止対策委員会】

校 内：学校長、教頭、総括教諭（A・B・Cグループ）、支援教育コーディネーター  
養護教諭、ふれあい相談員  
学校外：学校運営協議会、学校関係者委員  
※必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・校医・  
神奈川県警スクールサポーター・を招請する。

### 【会議の開催形態】

#### ①校内いじめ防止対策委員会

児童の問題行動等に係わる情報の共有、いじめ防止等に係わる取組方針の企画立案などのための打合せを行う。ただし、いじめ発生時等緊急を要する場合には、即時会議を開き対応を協議する。（原則として、月1回開催）

#### 〈活動内容〉

- ・いじめ対応への検討
- ・対応方針の決定
- ・いじめ事案報告、相談
- ・通報事項の対応

#### ②学校いじめ防止対策委員会 全体会

外部関係機関を含めた全ての構成員を招集し、いじめ防止等の取組の検討、検証を行う。

#### 〈活動内容〉

- ・いじめ防止等の取組の検討、検証
- ・いじめ事案及び対応の報告

### 3. いじめの未然防止のために

- ア：いじめの特質等について、校内研修や職員会議において共通理解を図る。
- イ：児童を一人の人間として尊重し、児童の心に寄り添うことを心がける。
- ウ：道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験学習などを推進し児童の社会性を育み、豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。
- エ：授業についていけない焦りや劣等感がストレスとならないように、わかりやすい授業づくりをすすめる。
- オ：学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき他者の役に立っていると感じとることのできる機会を提供し、自己有用感を高める。
- カ：家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりにつとめる。
- キ：朝会等全校が集まる機会には、いじめ防止に視点を当てた講話を行い、児童全体の意識を高める。
- ク：表面化しにくいインターネット上（SNS等）のいじめについて、学校での情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめについての理解を求める。

### 4. いじめの早期発見のために

- ア：児童のささいな兆候を見逃さず、いじめを積極的に認知する
- ・健康観察や休み時間の様子の観察など、学校生活におけるきめ細やかな児童の実態把握
  - ・個人面談、家庭訪問等、家庭との連携による実態把握
- イ：児童・保護者・教職員がいじめに対して相談できる窓口を周知するための工夫（教育相談週間の設定等）
- ①相談窓口の周知
    - 逸見小学校（ふれあい相談員）
    - スクールカウンセラー
    - 横須賀市教育委員会 こども悩み相談ホットライン：046-822-6522
  - ②保健室だより、相談室だよりの発行
  - ③教育相談週間（管理職が対応）
    - I：6月 個人面談期間
    - II：12月 個人面談期間
- ウ：定期的な学校生活アンケート調査の実施（5月・11月）

## 5. いじめへの対応

- ア：発見・通報を受けた場合には、特定の教職員だけで対応せず組織的に対応する。  
また、教職員全体の共通理解のもと保護者の協力を得て、状況により関係機関・専門機関と連携し対応にあたる。
- イ：児童の日々の様子に十分目を配り、「遊び」や「悪ふざけ」などいじめと疑われる行為を発見した時は、その場で行為をやめさせ担当教諭への状況報告を行う。  
また同様に、児童や保護者から「いじめではないか」と訴えがあった場合には真摯に受け止め即刻対応にあたる。
- ウ：いじめの事実が確認された場合は、再発を防止するため、被害児童及び保護者への支援と、加害児童への指導及び保護者への報告・助言を継続的に行う。
- エ：いじめを受けた児童が安心して学校生活・学習活動が行えるように、必要があると認められたときは、保護者と連携を図りながら一定期間別室において学習を行える手段を講じる。
- オ：犯罪行為として取り扱われるべき重大な行為については、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- カ：学級や学年等での話し合い活動を通し、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しなければならないという意識を育む。
- キ：ネット上に不適切な書き込みがあった場合は、保護者の理解を得て直ちに削除する措置をとる。
- ク：その他、具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」冊子に則って行う。

## 6. 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、次の対応を行う。

- ア：重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- イ：教育委員会と協議の上、当該事案に対応する組織を設置する。
- ウ：上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ：上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実確認その他必要な情報を適切に提供する。

令和5年度 逸見小学校 いじめ防止対策のための年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○校内いじめ防止対策委員会 ・いじめ防止対策に関わる共通理解 ・情報交換	・学級開き ・人間関係づくり ・学級ルールづくり【学級活動】	・いじめ防止対策についての説明・啓発 【保護者会/学校生活のお知らせ】
5月	◎学校いじめ防止対策委員会全体会 ○校内いじめ防止対策委員会 ・児童に対する情報交換	・行事を通じた人間関係づくり 【遠足】 ・学校生活アンケート・児童との面談の実施	
6月	○校内いじめ防止対策委員会 ・児童に対する情報交換 ・朝会でのいじめ防止に関わる講話	情報モラル教室	・保護者との情報交換【個人面談】 ・教育相談週間の実施 ・情報モラル教室
7月	○校内いじめ防止対策委員会 ・児童に対する情報交換	・教育相談週間の実施	
8月	・児童指導に関する職員研修		
9月	○校内いじめ防止対策委員会 ・児童に対する情報交換	・行事を通じた人間関係づくり	
10月	○校内いじめ対策委員会 ・児童に対する情報交換 ・朝会でのいじめ防止に関わる講話	・行事を通じた人間関係づくり 【遠足・6年修学旅行・運動会】	
11月	◎学校いじめ防止対策委員会全体会 ○校内いじめ防止対策委員会 ・児童に対する情報交換	・学校生活アンケート・児童との面談の実施 【4・5年キャンプ】	【4・5年キャンプ】
12月	○校内いじめ防止対策委員会 ・児童に対する情報交換	・教育相談週間の実施	・保護者との情報交換【個人面談】 ・教育相談週間の実施
1月	○校内いじめ防止対策委員会 ・児童に対する情報交換		
2月	○校内いじめ防止対策委員会 ・児童に対する情報交換 ・朝会でのいじめ防止に関わる講話	・行事を通じた人間関係づくり 【お別れ集会】	・教育相談期間の実施
3月	◎学校いじめ防止対策委員会全体会 ○校内いじめ防止対策委員会 ・児童に対する情報交換	・行事を通じた人間関係づくり【卒業式】	